

とっとり健康省エネ住宅等ロゴマーク使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とっとり健康省エネ住宅ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、とっとり健康省エネ住宅認定制度要綱（令和2年5月18日付第202000037945号生活環境部長通知。）及びとっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱（令和4年6月13日付第202200055146号生活環境部長通知。）で使用する用語の例による。

2 とっとり健康省エネ住宅等ロゴマークとは、別紙1「とっとり健康省エネ住宅ロゴマークデザインガイドマニュアル」及び別紙2「とっとり健康省エネ改修住宅ロゴマークデザインガイドマニュアル」（以下「デザインマニュアル」という。）に定める県が制作した図案及び文字列並びに使用フォントをいう。

(所管)

第3条 ロゴマークの使用に係る事務は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（以下「住まいまちづくり課」という。）が所管する。

(ロゴマークを使用できる者)

第4条 ロゴマークを使用できる者は次に掲げる者とする。

- 一 とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱（令和2年4月17日付第202000015014号鳥取県生活環境部長通知）第8条の規定に基づき登録された事業者
- 二 とっとり健康省エネ住宅又はとっとり健康省エネ改修住宅（以下「とっとり健康省エネ住宅等」という。）の設計、施工又は販売を行う者
- 三 とっとり健康省エネ住宅等の基準を満たす上で使用する建材又は設備の製造又は販売を行う者
- 四 第一号から前号までに該当しない者で、とっとり健康省エネ住宅等の宣伝広告の活動を行う際にロゴマークを使用することが適当と認められる者

(ロゴマークの使用目的及び使用用途)

第5条 ロゴマークは、使用目的がとっとり健康省エネ住宅等の認知度を向上させるものであって、かつ使用用途が次の各号のいずれかに該当するものに限り使用することができる。

- 一 とっとり健康省エネ住宅等に係るパンフレット、のぼり、ポスター、チラシ及び名刺への印刷
- 二 とっとり健康省エネ住宅等に係るホームページ（ソーシャル・ネットワーク・サービスを含む。）への掲載
- 三 その他住まいまちづくり課長が認める者

(ロゴマークの使用承認)

第6条 ロゴマークの使用を希望する者は、とっとり健康省エネ住宅ロゴマーク使用申請書（様式第1号）により、名称、用途その他必要な情報を添えて住まいまちづくり課に申請しなければならない。ただし、第4条第1項第1号に規定する者については申請を要しない。

2 住まいまちづくり課は、前項の規定による申請の内容を審査し、当該申請が次の各号に該当しない場合は、当該申請者に対しとっとり健康省エネ住宅ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を交付する。

- 一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- 二 県の信用を失墜し、又は品位を害すると認められるもの
- 三 第三者の利益を害すると認められるもの
- 四 とっとり健康省エネ住宅等に適合しない住宅を、とっとり健康省エネ住宅等であると誤認させるおそれがあるもの
- 五 その他住まいまちづくり課長が不適切な使用であると認めるもの

3 ロゴマークの使用承認期間は、前項に規定するロゴマークの使用を承認した日から承認した日が属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

4 第6条第2項による使用承認（以下「使用承認」という。）は、ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）がロゴマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げることを遵守するものとする。

- 一 デザインマニュアルを遵守すること。
- 二 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。
- 三 ロゴマークの使用によって発生した知的財産権及び住まいまちづくり課が提供するロゴマークの電子データを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 四 ロゴマークは、申請した使用目的及び使用用途のみで使用すること。

2 ロゴマークの使用に伴い事故若しくは苦情が発生した場合又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、住まいまちづくり課は、それに関する一切の責任を負わない。

（使用料）

第8条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

（著作権等）

第9条 ロゴマークに関する一切の権利は、鳥取県に帰属する。

（報告及び調査）

第10条 住まいまちづくり課は、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定により報告又は調査を求められた者は、これに応じなければならない。

（使用承認の取消し等）

第11条 住まいまちづくり課は、ロゴマークの使用について、使用者が使用承認の内容に違反していると認められる場合若しくはロゴマークの使用中にロゴマークの使用目的又は使用用途が第6条第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、同項の使用承認を取り消し、当該承認に係る製作物の回収を命ずることができる。

2 住まいまちづくり課は、前項に規定する取消しを行った場合は、当該取消しを受けた者にその旨を通知する。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、当該承認に係る製作物を使用してはならない。

4 第1項の規定により製作物の回収を命じられた者は、速やかに当該承認に係る製作物を回収しなければならない。

5 住まいまちづくり課は、第1項の規定による使用承認の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用承認を受けずにロゴマークを使用した場合の使用停止)

第12条 住まいまちづくり課は、使用承認を受けずにロゴマークを使用したものについて、その使用の停止を請求することができる。

(経費等の負担)

第13条 住まいまちづくり課は、ロゴマークの使用に係る経費及び役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第14条 住まいまちづくり課は、ロゴマーク使用者の個々の商品、技術、事業等についてその品質等の保証責任を負わない。

2 住まいまちづくり課は、使用者が使用承認を受けたロゴマークの使用内容について、正確性、適法性を保証するものではなく、使用者がロゴマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

3 住まいまちづくり課は、ロゴマークの使用者及びロゴマーク使用者の個々の商品、技術、事業等について推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第15条 住まいまちづくり課はロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故又は苦情が発生した場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、住まいまちづくり課は、それに関する一切の責任を負わない。

3 使用者は、ロゴマークを使用した物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、住まいまちづくり課は、それに関する一切の責任を負わない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月16日から施行する。